

会議録・平成24年6月14日第2回定例会（第3日目）

1. 招集の年月日 平成24年6月4日

1. 招集の場所 明和町議会議場

1. 開 会 6月14日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 14名

1番	阪井勇男	2番	松本忍
3番	奥山幸洋	5番	上田清
6番	綿民和子	7番	田辺泰宏
8番	間宮一彦	9番	乾健郎
10番	辻井成人	11番	田邊ひとみ
12番	土屋吉昭	13番	江京子
14番	伊豆千夜子	15番	北岡泰

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高森登美男

議会書記 朝倉晶子 松井友吾 西尾仁志

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	中井幸充	副町長	寺前和彦
教育長	西岡恵三	総務課長	北岡和成
防災企画課長	中谷英樹	税務課長	浅尾恵次
人権生活環境課長	西口竜嘉	福祉子育て課長	下村由美子
会計管理者 (兼)会計課長	乾恵子	長寿健康課長	小池弘紀
農水商工課長 (兼)農業委員 会事務局長	石田茂樹	まち整備課長	沼田昌久
		上下水道課長	潮谷剛

齋宮跡・文化 西口 和良 教育委員会 西田 一成
観光課長 教育課長

人権啓発推進監 中瀬 行久 土地利用調整監 三上 光典

1. 会議録署名議員

13番 江 京 子 14番 伊 豆 千夜子

1. 提出議案

- 承認第1号 専決処分した事件の承認について
明和町税条例の一部を改正する条例
- 承認第2号 専決処分した事件の承認について
明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 報告第1号 平成23年度農業体質強化基盤整備促進事業 八木戸排水機場ポンプ修繕工事繰越明許費計算書
- 報告第2号 平成23年度水産物供給基盤整備機能保全計画書作成委託費繰越明許費計算書
- 報告第3号 平成23年度社会資本整備総合交付金事業繰越明許費計算書
- 報告第4号 平成23年度学校体育諸施設整備事業繰越明許費計算書
- 報告第5号 平成23年度明和町水道事業会計予算繰越計算書
- 議案第38号 明和町手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第39号 明和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第40号 明和町事業所設置奨励条例の一部を改正する条例
- 議案第41号 明和町道路線の廃止について
- 議案第42号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第43号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 議案第44号 平成24年度明和町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第45号 平成24年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第46号 平成24年度明和町水道事業会計補正予算（第1号）

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 承認第1号 専決処分した事件の承認について
明和町税条例の一部を改正する条例
- 日程第3 承認第2号 専決処分した事件の承認について
明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 報告第1号 平成23年度農業体質強化基盤整備促進事業 八木戸
排水機場ポンプ修繕工事繰越明許費計算書
- 日程第5 報告第2号 平成23年度水産物供給基盤整備機能保全計画書作成
委託費繰越明許費計算書
- 日程第6 報告第3号 平成23年度社会資本整備総合交付金事業繰越明許費
計算書
- 日程第7 報告第4号 平成23年度学校体育諸施設整備事業繰越明許費計算
書
- 日程第8 報告第5号 平成23年度明和町水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第9 議案第38号 明和町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第39号 明和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改
正する条例
- 日程第11 議案第40号 明和町事業所設置奨励条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第41号 明和町道路線の廃止について
- 日程第13 議案第42号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第43号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関
する協議について
- 日程第15 議案第44号 平成24年度明和町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第45号 平成24年度明和町国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第17 議案第46号 平成24年度明和町水道事業会計補正予算（第1号）

(午前 9時 00分)

開議の告知

○議長（北岡 泰） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第2回明和町議会定例会（第3日目）の会議を開会します。

なお、竹本教育委員長、北本監査委員から所用のため本日の会議を欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告をいたします。

また、中野文化財保存活用監から所用のため、本日の会議を欠席する旨の連絡を受けておりますので、よろしく願いいたします。

ただちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いをいたします。

会議録署名議員の指名について

○議長（北岡 泰） 日程第1 会議録署名議員の指名については、会議規則第119条の規定により、議長から指名をします。

13番 江 京子 議員

14番 伊 豆 千夜子 議員

の両名を指名いたします。

承認第1号の上程

○議長（北岡 泰） 日程第2 承認第1号 専決処分した事件の承認について、明和町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中井 幸充） おはようございます。

ただいま上程されました、承認第1号 専決処分した事件の承認について、明和町税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本件は地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、本条例の一部改正を専決処分させていただいたものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（浅尾 恵次） それでは、承認第1号 専決処分した事件の承認について、詳細説明を申し上げます。

次ページの専決処分書のとおり、明和町税条例の一部を改正する条例について、地方税法の一部を改正する法律等が、平成24年3月31日に公布されたことに伴い、明和町税条例の一部改正が同日付けで必要となったため、専決処分をさせていただいたものでございます。

配付させていただいております資料のほうで、説明をさせていただきます。

資料の方で 3 - 1 をご覧ください。

明和町税条例の一部を改正する条例、新旧対照表でございます。

まず36条の2は、町民税の申告に関する規定で、年金所得者の申告手続きの簡素化の観点から、寡婦控除を受けようとする場合、扶養親族等申告書に記載することにより、申告書の提出を不用とするものでございます。

資料の 3 - 2 をご覧ください。

第54条第7項は、固定資産税の納税義務者等に関する規定で、地方税法施行規則の改正に伴い、条項繰上げが行われたことによる規定の整備でございます。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合に関する規定で、地域決定型地方税制特例措置により、償却資産の課税標準額の特例割合を定めるもので、特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設については、課税標準の4分の3とするものです。

第2項も同じく下水道除外施設については、課税標準の3分の2とするものです。

資料の 3 - 4 をご覧ください。

附則第10条の3第7項及び第8項は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告の規定で、法施行規則の改正に伴い、条項繰上げが行われたことによる規定の整備でございます。

資料の 3 - 5 をご覧ください。

附則第11条第6号は、土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義の規定で、特例期間が平成26年度まで延長されたことによります見出しの整備及び法施行規則の改正に伴い、条項繰上げが行われたことによる、規定の整備でございます。

附則第11条の2は、平成25年度または平成26年度における土地の価格の特例に関する規定で、特例期間が平成26年度まで延長されたことによります見出し及び本文中の規定の整備でございます。

資料の 3 - 6、3 - 7 をご覧ください。

附則第12条は、宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する規定で、土地にかかる固定資産税の負担調整措置につきまして、特例期間が平成26年度まで延長されたことによる見出し及び本文中の規定の整備です。なお、商業地等につきましては、現行制度を継続、住宅用地にかかる据置特例につきましては、平成24年度から25年度については、負担水準を現行80%以上であるものを、90%以上とした上で据置き、平成26年度に廃止するものです。

資料の3-8をご覧ください。

附則第13条は、農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する規定で、農地にかかる固定資産税の負担調整措置につきまして、特例期間が平成26年度まで延長されたことによる見出し及び本文中の規定の整備です。

附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例に関する規定で、特例期間が平成26年度まで延長されたことによる、本文中の規定の整備及び法施行規則の改正に伴い条項の繰上げが行われたことによる規定の整備でございます。

資料の3-9をご覧ください。

附則第21条の2は、旧民法第34条の法人から移行した法人等にかかる固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告に関する規定で、特例民法法人から移行した一定の一般社団法人または一般財団法人が、平成20年12月1日前から設置している図書館、博物館及び幼稚園において、直接その用に寄与する固定資産について、固定資産税の非課税措置の適用を受けようとする場合の申告についての規定の追加でございます。

資料の3-10をご覧ください。

附則第22条の2は、東日本大震災にかかる被災居住用財産の敷地にかかる譲渡期限の延長の特例に関する規定で、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合、その居住用家屋の敷地にかかる譲渡期限を、現行の3年から7年に延長されたものでございます。

資料の3-11、3-12をご覧ください。

附則第23条は、東日本大震災にかかる住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例に関する規定で、東日本大震災により所有する居住用家屋が、居住の用に寄与ことができなくなったものが、住宅の再取得等をした場合において、所得税における東日本大震災にかかる住宅ローン控除の特例を適用を受けた時は、現行の個人住民税についても、住宅ローン控除の対象とする規定の追加でございませう。

以上で詳細説明を終わります。よろしくご審議を賜り、お認めいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

質 疑

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませうか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで承認第1号の質疑を終わります。

討 論

○議長（北岡 泰） これから討論を行います。

討論される方はございませうか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

採 決

○議長（北岡 泰） これから、承認第1号 専決処分した事件の承認について、明和町税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

承認第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） 全員起立です。

従って、承認第1号は原案のとおり承認されました。

承認第2号の上程

○議長（北岡 泰） 日程第3 承認第2号 専決処分した事件の承認について、明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま、上程されました、承認第2号 専決処分した事件の承認について、明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、本条例の一部改正を専決処分させていただいたものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（浅尾 恵次） それでは、承認第2号 専決処分した事件の承認について、詳細説明を申し上げます。

次ページの専決処分書のとおり、明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、地方税法の一部を改正する法律等が、平成24年3月31日に公布されたことに伴い、明和町国民健康保険税条例の一部改正が同日付で必要となったため、専決処分をさせていただいたものでございます。

配付させていただいております資料のほう、先ほどの続きでございますけれども、資料の3-13ご覧いただきたいと思います。

明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、新旧対照表でございます。

附則に第15項、東日本大震災にかかる被災居住用財産の敷地にかかる譲渡期限の延長の特例を追加するものでございます。

これは東日本大震災により居住用家屋が滅失し、その敷地を譲渡した場合の譲渡所得にかかる国民健康保険税課税の特例の適用期限を、現行の3年から7年に延長されたものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくご審議賜り、お認めいただきますようお願い申し上げます。

質 疑

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで承認第2号の質疑を終わります。

討 論

○議長（北岡 泰） これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

採 決

○議長（北岡 泰） これから、承認第2号 専決処分した事件の承認について、明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

承認第2号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

全員起立です。

従って、承認第2号は原案のとおり承認されました。

報告第1号の上程

○議長（北岡 泰） 日程第4 報告第1号 平成23年度農業体質強化基盤整備促進事業 八木戸排水機場ポンプ修繕工事繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

農水商工課長。

○農水商工課長（石田 茂樹） おはようございます。

それでは、報告第1号 平成23年度農業体質強化基盤整備促進事業 八木戸排水機場ポンプ修繕工事繰越明許費計算書について、ご報告申し上げます。

この農業体質強化基盤整備促進事業は、八木戸排水機場に設置しております縦軸軸流ポンプの年度内修理が困難なため、3月議会でお認めをいただき、繰越明許した件でございます。

それでは、詳細につきまして、ご説明いたします。

議案書13ページの歳入歳出事項別明細書をご覧ください。

まず歳出で、第15節・工事請負費において 1,200万 1,000円を繰越しさせていただきました。このポンプの修繕につきましては、県国と協議の結果、農業体質強化基盤整備促進事業としての採択を受けたものでございますが、国の補正予算による措置が3月末となったため、年度内での処理が困難なため、翌年度に繰越したものであります。

次に歳入で、事業名といたしまして、平成23年度農業体質強化基盤整備促進事業でございます。第15款・県支出金、第1節・農業費補助金で 600万円、第19款・繰越金、第1節・繰越金で 600万 1,000円、合計 1,200万 1,000円となっております。

以上、よろしく願いいたします。

質 疑

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。この件は報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで報告第1号を終わります。

報告第2号の上程

○議長（北岡 泰） 日程第5 報告第2号 平成23年度水産物供給基盤整備機能保全計画書作成委託費繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

農水商工課長。

○農水商工課長（石田 茂樹） それでは、報告第2号 平成23年度水産物供給基盤整備機能保全計画書作成委託費繰越明許費計算書について、ご報告いたします。

この水産物供給基盤整備機能保全計画書作成委託費は、下御糸漁港の改良に向けた構造物の詳細調査から機能保全計画策定までの業務委託につきまして、3月議会でお認めをいただき、繰越明許した件でございます。

議案書15ページの歳入歳出事項別明細書をご覧ください。

まず、歳出で第13節・委託料、平成23年度水産物供給基盤整備機能保全計画書作成委託におきまして、1,500万1,000円を繰越しさせていただきました。これは計画書作成委託について、昨年12月議会において、補正予算をお認めいただき、県・水産庁との協議を経て事業認可を受け、3月末までの工期として契約し進めてまいりましたが、老朽化が広範囲にわたっていることから、調査に時間を要し、年度内での計画策定が困難となったため、工期延長をし翌年度に繰越したものであります。

歳入で、事業名といたしまして、平成23年度水産物供給基盤整備機能保全計画書作成委託でございます。第14款・国庫支出金、第2節・水産業費国庫補助

金 750万円、第19款・繰越金、第1節・繰越金 750万 1,000円、合計 1,500万 1,000円となっております。

以上、よろしく願います。

質 疑

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。この件は報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで報告第2号を終わります。

報告第3号の上程

○議長（北岡 泰） 日程第6 報告第3号 平成23年度社会資本整備総合交付金事業繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北岡 泰） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） おはようございます。

それでは、報告第3号 平成23年度社会資本整備総合交付金事業繰越明許費計算書についてご報告をいたします。この社会資本整備総合交付金事業は、12月に予算化をいたしました、簡水対策事業を施行するものでございます。3月

議会でお認めいただきまして、繰越明許した件でございます。

それでは、詳細につきまして、説明をさせていただきます。

次のページの事項別明細書をご覧くださいと思います。

まず歳出でございますが、15節・工事請負費で2億2,225万5,000円のうち、2,800万円の繰越をさせていただきました。

歳入といたしまして、国庫補助金1,474万円、町債820万円、繰越金506万円で、歳入合計2,800万円です。

以上、報告を終わります。

質 疑

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。この件は報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで報告第3号を終わります。

報告第4号の上程

○議長（北岡 泰） 日程第7 報告第4号 平成23年度学校体育諸施設整備事業繰越明許費計算書を議題といたします。

議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北岡 泰） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

教育課長。

○教育課長（西田 一成） それでは、報告第4号 平成23年度学校体育諸施設整備事業繰越明許費計算書について報告いたします。

これは、平成23年度学校諸施設整備事業で、上御糸小学校プール施設改修工事にかかるものでございます。平成23年度内の実施が困難であったため、3月議会でお認めをいただき、繰越明許をした件でございます。

次のページの歳入歳出事項別明細書をご覧いただきたいと思います。

歳出のほうからご説明をさせていただきます。10款・教育費、2項・小学校費、1目・学校管理費で、12節・役務費7万7,000円、13節・委託料416万4,000円、15節・工事請負費1億5,000万円、合計1億5,424万1,000円の全額を繰越しをさせていただきました。

歳入は、14款・国庫支出金、2項・国庫補助金、4目・教育費国庫補助金、2節・義務教育費国庫補助金で2,190万6,000円。21款・町債、1項・町債、4目・教育債、1節・学校教育施設等整備事業債で1億260万円。19款・繰越金、1項・繰越金、1節・繰越金で2,973万5,000円、合計1億5,424万1,000円でございます。

質 疑

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。この件は報告事項ではありますが、特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで報告第4号を終わります。

報告第5号の上程

○議長（北岡 泰） 日程第8 報告第5号 平成23年度明和町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（潮谷 剛） 失礼します。

報告第5号 平成23年度明和町水道事業会計予算の繰越の説明をさせていただきます。

資料は10-1でございます。町公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しでございます。予算科目は、資本的支出の建設改良費で、平成24年度の繰越額といたしまして、1億600万円、財源内訳は企業債が9,540万円、損益勘定留保資金ということで1,060万円を繰越すものでございます。

理由につきましては、配水タンクの設置に伴います基礎杭工法の変更が生じました。それに伴います工期延長が理由でございます。

資料をご覧ください。工事名等は記載のとおりでございます。

工期は、平成24年7月31日限りということでございます。

予算繰越の処理方法につきましては、地方公営企業法第26条1項の規定で、以下のとおりの内容に基づくものでございます。

以上でございます。

質 疑

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。この件は報告事項であります。特

に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないので、これで報告第5号を終わります。

議案第38号の上程～採決

○議長(北岡 泰) 日程第9 議案第38号 明和町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(北岡 泰) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(中井 幸充) ただいま上程されました、議案第38号 明和町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行及び外国人登録法の廃止に伴い、所要の改正をお願いするものでございます。詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(北岡 泰) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北岡 和成) それでは、議案第38号 明和町手数料条例の一部を改正する条例の詳細説明を行います。

議会資料の1-1-1をご覧ください。新旧対照表で改正前の条例第2条関係の別表中、24号の外国人登録に関する証明以降を削除いたしまして、左欄の改正後でございますが、それぞれの号を繰り上げるものでございます。

なお、本条例の施行日は、24年7月9日といたします。

以上、詳細説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

質 疑

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

討 論

○議長（北岡 泰） これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

採 決

○議長（北岡 泰） これから、議案第38号 明和町手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第38号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第10 議案第39号 明和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第39号 明和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行及び外国人登録法の廃止に伴い、外国人住民にも住民基本台帳法が適用されるため、所要の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（西口 竜嘉） よろしく申し上げます。

議案第39号 明和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

この度、住民基本台帳法の一部を改正する法律が、平成24年7月9日に施行されることになり、同時に外国人登録法が廃止され、外国人住民が新たに住民基本台帳の適用対象に加わることになりました。このことに伴いまして、明和町印鑑の登録及び証明に関する条例において、一部改正が必要になりましたので、議案として上程をさせていただきました。

資料につきましては、4-3-1から4-3-4になります。

まず資料の4-3-1の新旧対照表をご覧ください。

下線部分が改正部分ですが、改正の内容を要約いたしますと、第2条におきまして、印鑑の登録を受けることができるものとして、これまでは住民基本台帳法の適用を受ける日本人と、外国人登録法の適用を受ける外国人住民の二本立てで規定をされていたものが、住民基本台帳法に登録されているものという表現で、一つに集約をされることになり、これに併せた内容を一部改正しております。

また、資料の4-3-2では、第5条以下でございますが、改正以降、氏名がアルファベット表記の外国人の場合は、名前のカタカナ読みを併記名という形で新たに登録できるようになり、またその通称名やカタカナの併記名による登録も可能になりましたため、これらに関する規定が新たに加えられております。

なお、今回の一部改正に併せまして、字句の一部整備も行っております。

施行期日は、附則におきまして、7月9日と定めています。

以上で説明を終わります。ご審議の上、お認めをいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

質 疑

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

討 論

○議長(北岡 泰) これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

採 決

○議長(北岡 泰) これから、議案第39号 明和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第39号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

○議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号の上程～採決

○議長(北岡 泰) 日程第11 議案第40号 明和町事業所設置奨励条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第40号 明和町事業所設置奨励条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、町内での事業所設置及び雇用促進を図るため、対象となる事業所の指定要件の緩和や奨励措置の拡充を図るため、所要の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

農水商工課長。

○農水商工課長（石田 茂樹） よろしくお願いいたします。

議案第40号 明和町事業所設置奨励条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

本件につきましては、町長の提案理由にもございましたように、制度の拡充により町内における事業所の設置及び雇用促進を図るため、明和町事業所設置奨励条例の一部を改正するものでございます。

議会資料に基づいてご説明申し上げます。

資料の7-1-1の新旧対照表をご覧ください。

まず第2条につきましては、本条例中で使用しております用語を定義するもので、第5号ではただし書き部分で、家屋の設置に限定していたものを、施設等の取得に文言を改め、第13号並びに第14号につきましては、常用従業員としての定義から新規雇用正社員として、区分ごとに定義するものに改めるものです。

第17号につきましては、町内の工業団地についての定義を追加するものであります。

次に第3条第1項につきましては、奨励金を交付するための事業者認定にかかる条文でありまして、施設にかかる投資額を1億円以上から5,000万円以上へ減額と、人的要件を削除しますことで、条件緩和をする一方、ただし書き部分で、暴力団排除条例の関係や、明和町総合計画に合致しない場合など、本制度の対象外とすることを新たに追加して、規定するものであります。

続きまして、資料の7-1-2をご覧ください。

第4条第1項につきましては、奨励金の交付時期をうたっておりまして、現行では固定資産税額が確定しなければ奨励金の交付ができなかったものを、固定資産税相当額としまして、奨励金の申請から交付の時期を早め、ただし書きにおいて、確定後の固定資産税額とに差額が生じた場合には、翌年度以降で精算する旨の規定を追加する内容に改めるものです。

また、第2項では、工業団地内に事業所の集積を図るため、団地内での新たな事業所設置の場合には、奨励金を割り増しするものであります。さらに租税特別措置法の適用を受けた場合、固定資産税の軽減措置が施されることとなり、現行条例では軽減された後の固定資産税を、その奨励金の算出基礎としておりますが、このような場合でも租税特別措置法を適用前の固定資産税の元の額を奨励金の算出基礎とする内容に改めるものであります。

これらのことから現行の第4条第3項並びに第4項は削除することといたします。

続きまして、資料の7-1-3、加算措置としての第4条の2は雇用の拡大を図るため、新規正規従業員の採用に対して、奨励金に加算措置を新たに設けるものでありまして、その内容は新規雇用の正社員1名について25万円を、障がいをお持ちの方については、1名につき35万円を加算するものであります。

第5条中の下線部分は、第4条の2を追加したことによります字句の改正であります。

附則で、施行期日は7月1日からとするものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

質 疑

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

討 論

○議長（北岡 泰） これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

採 決

○議長（北岡 泰） これから、議案第40号 明和町事業所設置奨励条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第12 議案第41号 明和町道路線の廃止についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第41号 明和町道路線の廃止について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、宮川用水管理用地の地元維持管理及び通学路の安全確保の観点から町道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 議案第41号 明和町道路線の廃止について、詳細説明をいたします。

議案書31ページ、廃止路線の2路線を明示しております。位置図と関連をして説明をさせていただきますので、議会資料を参照していただきたいと思えます。

資料の方が、9-1-1、9-1-2でございます。9-1-1で、明星86

号線、延長1055mの位置図を明示しております。

9-1-2でございますが、有爾中・池村線、延長1195mについて明示をしております。

あと、廃止路線の一覧というふうになっております。この2路線につきましては、宮川用水のパイプライン化に伴いまして、管理道路の舗装が行われました。3月議会におきまして、町道認定をさせていただいたところでございます。今回、町道を廃止をいたしまして、一定要件農道としての指定を行い、地元の管理及び通学路の点から、通行車両の規制を行うものでございます。

以上でございます。

質 疑

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第41号の質疑を終わります。

討 論

○議長（北岡 泰） これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

採 決

○議長（北岡 泰） これから、議案第41号 明和町道路線の廃止についてを採

決します。

議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第42号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第13 議案第42号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第42号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案理由の説明を申し上げます。

本件は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行及び外国人登録法の廃止に伴い所要の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） それでは、議案第42号 明和町国民健康保険条

例の一部を改正する条例の詳細説明を行います。

資料の6-1-2の新旧対照表をご覧ください。

これも住民基本台帳法の改正に伴い、外国人住民についても日本人と同様に、住民基本台帳法の適用対象になり、外国人登録制度が廃止されます。そのため、被保険者とする外国人を規定しております、第4条を削除するものでございます。

附則としまして、この条例は法律が改正されます、平成24年7月9日から施行いたします。以上でございます。

質 疑

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

討 論

○議長（北岡 泰） これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

採 決

○議長（北岡 泰） これから、議案第42号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第14 議案第43号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第43号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、同連合規約の一部変更について、関係地方公共団体と協議する必要性が生じたため、地方自治法第252の2第3項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 議案第43号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についての詳細説明を行います。

資料の6-1-1をご覧ください。

別表第3の改正になります。これも住民基本台帳法の改正に伴うもので、新旧対照表の右側、改正前の別表第3の備考にあります、及び外国人登録原票を削除するものでございます。

附則としまして、この規約は平成24年7月9日から施行します。また経過措置としまして、改正後の三重県後期高齢者医療広域連合規約の規定は、平成26年度以後の年度分の関係市町の負担金について適用し、平成25年度分までの関係市町の負担金については、なお従前の例によるとしております。県内すべての市町が議会に上程し、議決された後に規約変更をすることになっています。以上でございます。

質 疑

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

討 論

○議長（北岡 泰） これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

す。

採 決

○議長（北岡 泰） これから、議案第43号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを採決します。

議案第43号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第44号から47号の詳細説明

○議長（北岡 泰） お諮りします。

日程第15 議案第44号から日程第17 議案第46号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

従って、

日程第15 議案第44号 平成24年度明和町一般会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第45号 平成24年度明和町国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）

日程第17 議案第46号 平成24年度明和町水道事業会計補正予算（第1号）
を一括上程し議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま一括上程されました、議案第44号から議案第46号までにつきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第44号 平成24年度明和町一般会計補正予算（第1号）につきましては、今回、総額6億8,050万円の追加補正をお願いするものでございます。

歳出の主なものといたしまして、総務費では、木造住宅耐震化助成事業補助及び一般コミュニティ助成事業補助、緊急雇用創出事業にかかる臨時職員賃金などの経費を、それぞれ追加補正でお願いしております。

民生費では、産休及び育休代替臨時職員の賃金と、児童手当の法改正に伴う電算システムの改修経費などを、それぞれ追加補正でお願いしております。

農林水産業費では、戸別所得補償制度推進事業にかかる臨時職員賃金、町単土地改良事業補助と護岸の浸食が著しい下御糸漁港を抜本的に修繕するため、同漁港の機能保全計画業務策定委託料などの追加補正をそれぞれお願いしております。

また土木費では、社会資本整備総合交付金事業等にかかる道路新設改良工事の事業確定による工事請負費と町道の側線やセンターラインを再生する維持補修工事費などの追加補正をそれぞれお願いしております。

教育費では、大淀小学校の外付け階段の設計と設置工事費、社会資本整備総合交付金事業の本郷・勝見第2線新設に伴う発掘調査関係諸経費などの追加補正をそれぞれお願いしております。

また諸支出金で、菊川鉄工所の所有地を、公共用地として取得するため、多気東部土地開発公社への貸付金を、追加補正でお願いしております。

歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、寄付金、繰入金、繰越金が、

主な財源でございます。

次に、議案第45号 平成24年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回、地方税法の改正に伴う電算システムの改修経費などで82万9,000円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、議案第46号 平成24年度明和町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、平成24年4月1日付けの人事異動に伴い、人件費について409万4,000円の追加補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

前の時計で10時05分まで、よろしくお願い致します。

（午前 9時 53分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前 10時 05分）

議案第44号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まず、議案第44号につきまして、黄色の表紙「予算に関する説明書」の12ページ、歳出、第2款・総務費からお願いをします。

総務課長。

○総務課長（北岡 和成） すいません。1-12でございます。

第1目の一般管理費で37万2,000円の増額補正をお願いしております。第3節の職員手当等で3万6,000円は、地域振興費で計上しております緊急雇用創出事業にかかる臨時職員の通勤手当でございます。4節の共済費33万6,000円は、社会保険料31万1,000円と、労働保険料の2万5,000円でございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 9目の災害対策費は930万円の増額となります。

19節・負担金補助及び交付金は930万円の増で、木造住宅耐震化助成事業、耐震補強計画補助につきましては、80万円の増額となります。これは当初1件16万円についてお認めいただいておりますが、その後、5件の申請見込みによりまして、増額をお願いするものでございます。

それと木造住宅耐震補強工事補助につきましては850万円の増で、当初1件200万円についてお認めをいただいておりますが、6件分につきまして補正をお願いするものでございます。

○議長（北岡 泰） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（西口 竜嘉） 失礼します。

12目・地域振興費で790万1,000円の補正をお願いしております。内訳は、7節・賃金で298万7,000円、臨時職員2名分の賃金でございます。緊急雇用創出事業を活用し、地域を巡回して町管理の交通安全施設、防犯施設、町民バスのバス停の点検や軽微な修繕を行い、またあわせて不法投棄の確認などを目

的として2名を雇用していきたいと考えています。

11節・需用費では20万円を計上しています。これは採用させていただく職員さんの作業服や作業にかかる工具、材料などの購入にあてるものでございます。

14節・使用料及び賃借料では11万4,000円を計上しています。点検結果などをデータとして保存をしておくためのパソコンのリース料でございます。

19節・負担金補助及び交付金では460万円を計上いたしております。一般コミュニティ助成事業、いわゆる宝くじの事業で決定となりました3自治会の事業費でございます。新茶屋自治会さんでは、のぼりを立てる支柱整備に100万円、南区自治会では放送設備の整備に110万円、東区自治会さんでは山車の整備に250万円で、あわせて歳出で460万円を計上いたしております。

○議長（北岡 泰） 3款・民生費。

福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村 由美子） 1目・社会福祉総務課で109万6,000円の追加補正をお願いいたします。

7節・賃金109万6,000円は、臨時職員賃金で職員1名が、産前産後休暇及び育児休業を取得する予定でありますので、その代替の臨時職員の賃金をお願いするものです。

○議長（北岡 泰） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 7目・保健福祉センター費で24万3,000円の増額補正をお願いしています。

11節・需用費の施設修繕料の補正でございます。中央公民館、保健福祉センター、ふるさと会館の水道メーターは1本になっていますが、4月分の水道料金が大幅に増加したため、漏水の疑いがあり、3管のどこから漏水しているかを調査いたしました。

しかし、施設建設以来30年が経過しているため、バルブが完全に閉まりませんでした。そのため保健福祉センターのバブルを新設や交換したいと思います。修繕箇所は資料6-2にございますので、後ほどご覧ください。よろしくお願

いたします。

○議長（北岡 泰） 福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村 由美子） 14ページ、1目・児童福祉総務費で191万2,000円の追加補正をお願いいたします。

13節・委託料167万1,000円は電算委託料で、児童手当の法改正に対応するための電算システムの改修費をお願いするものです。

23節・償還金利子及び割引料24万1,000円は、過年度県支出金等返還金で、平成23年度の放課後子ども教室推進事業費県補助金が確定したことによるものです。

○議長（北岡 泰） 6款・農林水産業費。

農水商工課長。

○農水商工課長（石田 茂樹） 15ページ、3目・農業振興費で137万7,000円の追加補正をお願いしております。7節・臨時職員賃金で106万2,000円は国の政策として打ち出されました、人・農地プランの策定にかかりますその資料作成作業のための臨時職員の賃金であります。

8節・負担金補助及び交付金の31万5,000円は、農地利用集積円滑化事業の中で、JA三重中央会が支援システムの開発を行い、JA端末で活用できるようにするものでありまして、その開発費用については、国の補助金で手だてされるため関係市町が分担するものであります。

続きまして、5目・農地費で168万9,000円の追加をお願いしております。

11節・需用費50万円は、八木戸排水機場の電動ポンプの修理が、5月末までかかったため、重油を動力としております、もう一方のポンプで4月、5月を賄ってきたことから、その燃料費を追加させていただくものであります。

13節・委託料、電気保安委託料18万9,000円、明和排水機場の発電機について、県から委託を受け、4月から供用開始したことによりまして、保安管理業務についての契約が必要となりますので、その委託料をお願いするものです。

19節・負担金補助及び交付金100万円は、町単土地改良補助事業で、当初、

400万円をお認めいただいておりますが、今回の議会で採択されました、今年度の町単事業を実施していくため、予算不足となります分を追加するものでございます。

続きまして、16ページをご覧くださいと思います。第2項・水産業費、2目・漁港費で863万円の追加をお願いしております。13節・委託料の下御糸漁港機能保全計画策定業務の863万円は、現在、昨年度から継続して漁港の調査機能保全計画策定の業務を委託しておりますが、水産庁協議に必要となります費用対効果分析等の基礎資料作成の業務と、工事の詳細設計にかかります業務についての委託料としてお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 7款・商工費。

斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（西口 和良） 失礼いたします。

商工費、3目・観光費で24万7,000円の追加をお願いいたしております。

9節・旅費24万7,000円、これは東京・大阪等主要都市で開催されます観光関係イベントなどに参加いたしまして、明和町の情報発信を行うための職員旅費でございます。当初予算編成時には、具体的な情報等が確認できなかったことなどがあり、今回改めて予算の計上させていただきました、よろしく願いいたします。

○議長（北岡 泰） 8款・土木費。

まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 第2目・道路橋梁維持費で500万円の補正をお願いしております。これは15節・工事請負費で補正するもので、通学路等町道の区画線の復旧、再生を行うこととしております。

第3目・道路新設改良費で1億1,172万4,000円の補正をお願いしております。これは社会資本整備総合交付金事業で、当初、2億6,700万円を対象事業としておりましたけども、今回3億8,172万4,000円の事業通知があったこと

に伴います、13節・委託料、15節・工事請負費、17節・公有財産購入費の補正をお願いするものでございます。

13節・委託料につきましては、坂本・前野線、本郷勝見第2線の冠水対策の勝見等の積算業務及び測量設計業務に1,850万円の追加をお願いするものでございます。

15節・工事請負費、特に坂本・前野線、内座1号線ほか74号路線、冠水対策等で全体で3億2,012万4,000円を予定をしております。6,262万4,000円の追加をお願いするものでございます。

17節・公有財産購入費で坂本・前野線、そして本郷・勝見第2線の土地購入費といたしまして3,060万円の追加をお願いするものでございます。

○議長（北岡 泰） 10款・教育費、教育課長。

○教育課長（西田 一成） 19ページをお願いします。

2目・事務局費で146万5,000円の追加補正をお願いします。12節・役務費で4万1,000円は、学校給食衛生管理基準に基づきます、給食食材の農薬残留検査手数料の追加補正をお願いするものです。検査をしました白菜から150項目のうちの1項目で、基準値を超えるものがあったため、再検査をしたものでございます。結果は洗浄後の検査におきまして、基準値を下回りましたので、あわせて報告をさせていただきます。

13節・委託料で142万4,000円は、大淀小学校に外階段を設置するための設計業務及び施工管理業務の委託料をお願いするものでございます。平成23年度第3次補正予算の本所繰越分で、学校施設環境改善交付金の内示をいただきましたので、お願いをさせていただくものでございます。

続きまして、20ページをお願いします。1目・学校管理費で931万円の追加補正をお願いしております。15節・工事請負費でございますが、これは先ほど申し上げました大淀小学校に外階段を設置するための工事請負費ほかでございます。補助率は3分の1でございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。1目・幼稚園費で6万4,000円

の追加補正をお願いしております。9節・旅費6万4,000円でございますが、これは当初予算におきまして、東海北陸の公立幼稚園の研究大会への参加旅費として、2名分をお認めをいただいておりますが、今年度は全国の国公立幼稚園教育研究大会と同時開催となりまして、各園1名ずつの参加要請がありました。当町は4園でございますので、あと2名分の旅費の追加補正をお願いするものでございます。一人辺り3万1,520円の2名分でございます。宜しく願いをいたします。

続きまして、22ページをお願いします。2目・社会教育費で90万円の追加補正をお願いしております。これは子ども支援ネットワーク構築事業という県の10分の10の委託事業を予算化させていただくものでございます。1年間に10中学校区で実施して、4年間で40校区でこういうネットワークを構築しようという事業で、初年度に内示を受けましたので、予算化をお願いするものでございます。人権フェスティバルとか、セミナーなどの開催を計画しております。

8節・報償費で68万6,000円でございます。内訳は講座指導者謝金7万円、人権講演会等講師謝金36万4,000円、人権ネットワーク委員の謝金25万2,000円でございます。

11節・需用費で21万円の内訳は、消耗品16万円、印刷製本費5万円でございます。

12節・役務費4,000円は、郵送料でございます。

続きまして、3目・公民館費で17万円の追加補正をお願いしております。

8節の報償費で11万5,000円は、講座等の謝金でございますが、今年度は、公民館講座の受講生で、聴覚に障害のある方がおみえになりましたので、主催者としまして、手話通訳を依頼する予算をお願いするものでございます。二人の通訳者を11回お願いする予定でございます。

12節・役務費で5万5,000円は、その手話通訳の派遣のコーディネート料で三重県聴覚障害者支援センターにコーディネート料を支払うものでございます。1回5,000円で11回分を計上させていただいております。よろしく願いしま

す。

○議長（北岡 泰） 続きまして、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（西口 和良） 4目・文化財保護費で910万円をお願いいたします。これは社会資本整備総合交付金事業の本郷・勝見第2線道路建設に伴います文化財発掘調査関係経費で、この度、24年度の交付決定を受けたことによる計上でございます。

4節・共済費で8万4,000円、これは発掘出土品整理を行う作業員の労働保険料でございます。

次の7節・賃金550万円、これも発掘作業員等の賃金でございます。

次の23ページ、11節・需用費で30万円をお願いいたします。内訳といたしまして、消耗品費で10万円、発掘の関係の道具等でございます。燃料費で10万円、ベルトコンベア等の軽油オイル代でございます。

次に、印刷製本費で10万円、これも調査報告書の印刷費でございます。

次に、12節・役務費で1万6,000円、仮設トイレのし尿汲み取り料でございます。

13節・委託料120万円、内訳といたしまして、測量基準点設置等の委託料20万円、樹木伐採等の委託料で100万円でございます。

14節・使用料及び賃借料で200万円、これは調査の関係でベルトコンベアとか、発電機、重機、ダンプ等の借上料でございます。以上です。

○議長（北岡 泰） 13款・諸支出金です。

防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 1目・開発公社費につきましては、5億1,000円の追加補正をお願いするものでございます。

21節・貸付金は5億1,000万円で、株式会社菊川鉄工所所有地の用地買収費用等につきまして、多気東部土地開発公社へ貸し付ける費用となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 歳出の説明が終わりましたので、続きまして、4ページ歳

入をお願いします。

14款・国庫支出金、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 3目・土木費国庫補助金は 6,539万 8,000円の増額となります。1節・住宅費国庫補助金は 230万円の増額で、耐震補強計画補助は40万円増、補助率 2分の1 となります。

木造住宅耐震補強工事補助は 190万円で、これは当初予算時の補助を 1件90万円で見込んでおりましたが、1件40万円に引下げられる見込みであることから、6月補正時点において、先ほどの歳出、6件分を含めまして、その収入を当初予算との差し引きにおいて計上しております。

○議長（北岡 泰） まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 2節・土木費国庫補助金で社会資本整備総合交付金事業の収入について、話をさせていただきます。

事業費といたしまして 3億 8,172万 4,000円の55%の補助率で、2億 994万 8,000円となります。当初予算の残 6,309万 8,000円の追加とさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 教育課長。

○教育課長（西田 一成） 4目・教育費国庫補助金、2節・義務教育費国庫補助金で 357万 7,000円の追加補正をお願いしております。これは大淀小学校外階段の設置にかかる学校施設環境改善交付金でございます。補助率は 3分の1 です。

○議長（北岡 泰） 15款・県支出金、総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 第1目・総務費補助金で 380万円の増額でございます。第1節・総務費補助金で 380万円は、地域防災力強化推進事業補助でございます。よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村 由美子） 2目・民生費補助金、2節・児童福祉費補助金25万 8,000円の追加をお願いします。これは安心子ども基金保育所徴収金

算定システム改修事業費補助で、補助額が示されたことによるものです。

○議長（北岡 泰） 農水商工課長。

○農水商工課長（石田 茂樹） 4目・労働費補助金で360万3,000円の追加があります。1節・労働費補助金の360万3,000円は、歳出で説明のございました人権生活環境課が緊急雇用創出事業として取り組む、地域の安全・安心等補助事業にかかる県補助であります。補助率10分の10でございます。

5目・農林水産業費補助金で137万6,000円は、歳出でご説明いたしました個別所得保証制度推進事業にかかる補助金31万5,000円と、人農地プラン作成事業にかかります補助金106万1,000円であります。補助率10分の10でございます。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 6目・土木費補助金は500万円の増額となります。1節・土木費補助金は500万円の増で、木造住宅補強工事補助は480万円の増、補助率の2分の1分でございます。2分の1分360万円が含まれております。それとりフォーム分120万円となります。

耐震補強計画補助は20万円の増で、補助率4分の1となっております。

○議長（北岡 泰） 教育課長。

○教育課長（西田 一成） 6ページをお願いします。

5目・教育費委託金、1節・学校教育費委託金で90万円の追加補正をお願いしております。これは子ども支援ネットワーク構築事業の委託金で、県の全額負担となります。

○議長（北岡 泰） 17款・寄附金、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 1目・総務費寄附金は30万円の増で、大淀の中川よしひろ様ほかより明和町の防災対策にお使いくださいとのことで、ご寄附をいただきました。その分の補正でございます。よろしく願いいたします。

○議長（北岡 泰） 18款・繰入金、総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 8ページでございます。第1目・一般財政調整基金

繰入金、第1節・一般財政調整基金繰入金は4億円でございます。歳出の諸支出金で説明いたしました多気東部土地開発公社貸付金に充てるためのものがございます。一般財政調整基金からの取り崩しでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 19款・繰越金、総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 第1目・繰越金でございます。1億4,201万8,000円をお願いしております。第1節・繰越金1億4,201万8,000円は、前年度からの繰越見込みでございます。

○議長（北岡 泰） 20款・諸収入、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（西口 竜嘉） 10ページでございます。20款・諸収入、2目・雑入、1節・雑入で460万円を計上しております。一般コミュニティー助成事業にかかるもので、歳出で計上いたしました額と同額を計上いたしております。以上です。

○議長（北岡 泰） 21款・町債、総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 第2目・農林水産業債は310万円の減額でございます。県営水環境整備事業の事業費確定によるものがございます。

3目・土木費は4,490万円の増額でございます。こちらのほうは社会資本整備総合交付金事業の事業費確定によるものがございます。

8目・その他でございますが780万円の増額でございます。こちらのほうは緊急防災減災事業債でございます。事業費の確定によるものがございます。

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案書の39ページ、第2表・地方債補正をお願いいたします。総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 39ページの第2表地方債補正をよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

起債の目的の欄でございます。県営水環境整備事業で、補正前310万円、補正後0でございます。こちらのほうは、平成24年度施工内容の確定によりまして、本事業の起債は、起債対象外となりましたので、その分、全額減額する

ものでございます。

それから第2列目でございますが、社会資本整備総合交付金事業で、補正後1億5,490万円となっております。起債の方法、利率、償還方法につきましては、上段の記載のとおりでございます。

こちらのほうは平成21年度以前の継続事業でございますが、坂本・前野、本郷・勝見第2線、こちらの分は充当率が95%、交付税参入が30%でございます。それから内座1号線ほかの事業につきましては、充当率90%、交付税措置20%となっております。

それから、一番下段でございますが、緊急防災減災事業につきましては、補正後の額1,810万円をお願いしております。起債の方法、利率、償還方法につきましては、記載のとおりでございます。

こちらのほうは主な事業としまして、大淀小学校の外付け階段にかかるものでございまして、充当率100%、交付税措置80%となっております。

以上です。

○議長（北岡 泰） 以上で、議案第44号の詳細説明を終わります。

議案第45号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第45号の説明を、歳入歳出あわせてお願いいたします。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 国民健康保険特別会計の詳細説明を行います。

歳出から説明させていただきます。国の4ページをご覧ください。

7款・保健事業費、1目・特定健康診査等事業費は予算の組み替えでございます。特定健診でメタボと判定された方を対象に、メタボ予防教室を実施して

おります。その中で運動指導を行っていただきます講師への謝金が、個人への支払いから法人への支払いに変更になったため、報償費から委託料への組み替えをお願いいたします。

次に、国 5 ページをお願いいたします。11款・総務費、1目・一般管理費で82万 9,000円の増額をお願いしております。13節・委託料の電算の委託料でございます。4月より外来分の高額療養費を現物支給でできるようになりました。また年少扶養控除が廃止されましたが、70歳以上の高齢受給者の方の自己負担の割合の判定を、1割にするか3割にするかの判定でございますけれども、この判定につきましては、従来どおり年少扶養控除があるものとして、判定をすることになっております。これらのシステム改修の費用でございます。なお、この費用につきましては、特別調整交付金で措置される予定になっております。

次に、歳入ですが、戻っていただきまして、国の3ページをご覧ください。1目・繰越金で82万 9,000円の増額でございます。前年度の繰越金でございます。よろしくをお願いいたします。

議案第46号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第46号の説明を、収入支出あわせてお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（潮谷 剛） 失礼します。

水道事業会計補正予算のご説明をさせていただきます。企の1をご覧ください。まず収益的支出でございます。職員が1名増えたことにより、人件費の増でございます。1節・給料で233万 7,000円、2手当が118万 5,000円、内訳は右の表のとおりでございます。5節・法定複利費が56万 2,000円、29節

・厚生費として1万円の増額、合計で409万4,000円の増でございます。

次に、企の2でございます。支払いの資金としまして、営業費用を充当させていただきます。409万4,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 以上で、一括上程しました各議案の詳細説明を終わります。

散会の告示

○議長（北岡 泰） 本日の審議予定は説明までですので、質疑・討論・採決は、6月15日に行うことにします。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご協力誠にありがとうございました。

（午前 10時 32分）